

2 給与支払報告書の eLTAx 又は光ディスク等による提出義務等について

基準年(前々年)における「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が100枚以上であるときは、給与支払報告書の eLTAx 又は光ディスク等による提出が義務付けられています。よって、令和4年1月に税務署に「給与所得の源泉徴収票」を100枚以上提出した場合は、今回(令和6年度)の給与支払報告書については、eLTAx 又は光ディスク等によって提出する義務がありますのでご注意ください。

平成29年1月から、国と市町村に提出義務のある源泉徴収票・給与支払報告書の様式を統一し、eLTAx にて一元的に送信することが可能になりました。統一様式に1回入力するだけで、給与支払報告書と源泉徴収票データがそれぞれ作成され、給与支払報告書データが各市町村に、源泉徴収票データが所轄税務署に提出されます。この機会に eLTAx での提出をご検討ください。

eLTAx の利用方法等については、地方税共同機構ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

3 個人住民税の特別徴収の手続きについて

個人住民税を特別徴収している従業員について、1月1日から4月30日までに退職した方に未徴収税額がある場合は、支払われる予定の給与等から残額を一括徴収することが義務付けられています。一括徴収の異動届出書を提出し、異動届出書に記入した納入月に、一括徴収した税額を他の従業員の税額とまとめて納入してください。

特別徴収(特別徴収税額通知書に記載されている者)で退職・就職した従業員がいる場合は、異動等の生じた翌月10日までに異動届出書を提出してください。特別徴収税額が0円であっても異動届出書の提出が必要です。

退職手当等の支払いをした際は、所得税と同様に支払者が個人住民税の税額を計算し、支払う退職手当等からその税額を徴収して、市に納入することとなっています。

納入の際は、納入書裏面にあります納入申告書に退職者の内訳を記入していただく必要があります。

詳しくは、前橋市ホームページ「退職所得に係る市民税・県民税納入申告書の記載例」や「退職所得に係る市民税・県民税額シミュレーション」をご覧ください。

前橋市ホームページ「個人市民税・県民税(住民税)の給与からの特別徴収について」のリンク先から各種届出用紙等がダウンロードできます。

(ホーム>暮らし・手続き>税>個人市民税>個人市民税のお知らせ>個人市民税・県民税(住民税)の給与からの特別徴収について)

- ◆ 「前橋市指定総括表」、「普通徴収切替理由書」、「確認書類貼付台紙」、「異動届出書」
- ◆ 「個人住民税特別徴収の事務手引き(PDF)」、「個人の住民税特別徴収Q&A(PDF)」
(※個人住民税の特別徴収に関する手続きを確認する際にご参照ください。)

<提出先・問合せ先> 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所 市民税課 特別徴収係(市役所2階34番窓口)
電話 027-898-6206・6207・6208・6213(直通) FAX 027-224-1321

【前橋市からのお知らせ】



平成29年度から個人住民税について、群馬県内全市町村で特別徴収(給与からの引き去り)を徹底しています。事業主(給与支払者)は、所得税の源泉徴収と同様に、従業員(給与所得者)に毎月支払われる給与から、個人住民税を特別徴収し、従業員に代わって市町村に納めることが義務付けられています。(地方税法第321条の4)

前年中に給与の支払いを受けていて、当年4月1日に給与の支払いを受けている従業員については、アルバイトやパート、役員等すべての従業員から特別徴収していただく必要があります。

※個人の市町村民税と県民税を総称して、「個人住民税」といいます。

1 給与支払報告書の提出について

(1) 普通徴収とする給与支払報告書・普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))の提出について

個人住民税の特別徴収が義務付けられていますが、普通徴収切替理由【普A~普F】に該当する場合は、普通徴収(個人納付)とすることができます。

普通徴収にしたい場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に、普通徴収切替理由の符号【普A~普F】を記入(3ページ参照)して、「普通徴収切替理由書」の人数欄に符号ごとの該当人数を記入し、給与支払報告書(総括表)とともに必ず提出してください。

提出の際は、特別徴収者と普通徴収者を「普通徴収切替理由書」で仕分けてください。

二つ以上の符号に該当する従業員の場合には、主な理由となる一つの符号を個人別明細書に記入し、普通徴収切替理由書には当該符号の人数欄に記入してください。

普通徴収対象者合計人数は、前橋市指定総括表の「普通徴収(個人納付)」欄の人数と同じになるよう記入してください。(2ページ参照)

普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))		
市区町村名	前橋市	指定番号
事業者名		
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」~「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	1
普B	他の事業所で特別徴収	1
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が96万5千円以下)	2
普D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)	1
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	7
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者	1
合 計		10

普通徴収切替理由書は、前橋市から12月上旬に送付されるものを使用するか、前橋市ホームページからダウンロードしてください。

総括表の「普通徴収(個人納付)」欄の人数と一致します。

eLTAx を利用して給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収切替理由の符号【普A~普F】を摘要欄に記入(入力)するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。
eLTAx の場合は、「普通徴収切替理由書」の提出は不要です。

(2) 給与支払報告書の提出・給与支払報告書(総括表)の注意点について

給与支払報告書の提出期限は毎年、法令により1月末となっています。提出期限を厳守の上、従業員の令和6年1月1日現在の住民登録地又は居住地の各市町村に提出してください。

給与支払報告書(総括表)について

全国共通で使用できる総括表が本書に同封されていますが、前年度前橋市に eLTAX 以外で給与支払報告書を提出した事業所には、12月上旬に前橋市から「事業所名等を印字した総括表+普通徴収切替理由書(前橋市指定総括表)」を送付します。その場合は、共通総括表は使用せずに「前橋市指定総括表」を使用してください。

独自の総括表を使用する場合も、「前橋市指定総括表」を必ず添付してください。

給与支払者が個人事業主の場合は、総括表と個人別明細書に事業主の個人番号を記入の上、「個人番号カードの写し」等を添付して提出してください。提出の際は、前橋市指定総括表に同封する「確認書類貼付台紙」をご利用ください。

《前橋市指定総括表の記入例》

印字された法人番号が正しいか確認してください。(印字されていない場合は記入してください。)
個人事業主の場合は、事業主の個人番号を記入してください。

印字された所在地・名称等に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。

令和6年度(5年分) 給与支払報告書									
(宛先)前橋市長									
令和6年1月31日提出									
1234567									
〒371-0000-0026									
前橋市大手町2-12-1									
前橋 株式会社									
前橋 太郎									
人事課 人事係 氏名 橋 花子									
群馬会計事務									

普通徴収切替理由書の合計人数と一致します。

従業員の異動や休業・廃業等の理由で前橋市に該当者がいない場合は、指定総括表の報告人員の合計欄に「なし」と記入して指定総括表のみを提出してください。

前橋市への報告人員	特別徴収(給与引去り)	50人	
	普通徴収(個人納付)	退職者	5人
		退職者を除く	5人
報告人員の合計	なし	人	

(3) 給与支払報告書(個人別明細書)の注意点について

前橋市に住民登録はないが前橋市に居住して前橋市の課税を希望する場合は、従業員の住民登録地を個人別明細書の摘要欄に記入してください。

(例:高崎市に住民登録があるが、実際は前橋市に住んでおり、本人が前橋市での課税を希望する場合)

6 給与支払報告書(個人別明細書)									
前橋市本町〇-〇-〇									
マエバシ ツギオ									
前橋 次男									
支払を受ける者	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額					
	1200000	650000	480000	8600					
住民登録地: 高崎市〇〇町〇丁目〇番〇号-101号									

実際の居所

住民登録地

個人の氏名について、必ず「フリガナ」を記入して氏と名の中にスペース(空白)を挿入してください。「個人番号」や「生年月日」については、従業員台帳等で確認して正確な情報を記入してください。

中途就・退職者については「中途就・退職」欄にその年月日を記入し、就職者については前職の有・無をご確認ください。前職分(他社分)の給与を含んで年末調整を行った場合は、摘要欄に前職の給与支払者名・支払金額・社会保険料額・源泉徴収税額を必ず記入してください。(重複課税防止のため)

《個人別明細書 摘要欄》

社会保険料等の金額		生命保険料の控除	
内	千円	千円	
(前職)群馬、支払金額 1,500,000 円 社保 120,000 円、源泉 50,000 円			
普F 令和6年3月31日退職予定			
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	

(新規採用や中途入社の方の前職分の給与を含んで年末調整した個人別明細書はありますか?)	あり・なし
	人数(3)人

普通徴収とする場合は、摘要欄に該当する符号を必ず記入してください。
※退職予定者は、退職予定日も記入してください。